

○会長 おはようございます。朝早くから、皆さんありがとうございます。それでは、第7回補助金適正化審査会を始めさせていただきます。

最初に、いろいろと資料がございますから、事務局の方からご説明をお願いします。

○財政課長 おはようございます。それでは、資料のご説明をさせていただきます。

事前送付資料、席上配付資料について説明。

私からは、以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。

それでは、早速審査の方に入らせていただきたいと思います。お手元の審査順のペーパーにありますように、最初は高齢者施策課の3件からですね。団体補助金の56番ですか。ということで、お願いしたいと思います。

○事務局 団体の56番、経営支援費制度補助金について説明。

○会長 この経営支援費制度補助金につきまして、ご質問、ご意見ございますでしょうか。どうぞ。

○委員 東京都の見解ですけれども、補助対象外ということで、民間のこういう施設に対しては、本来、補助すべきでないというのが東京都の見解であると説明がありました。逆に言うと、補助されるような状態というのは、健全な経営状態ではないというふうに、東京都が判断しているというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○高齢者施策課長 東京都は補助対象外ということですが、もともと、区立ですので、施設の整備そのものは区が行っておりますので、そうした施設については、経営上、特に初期投資がかかってございませんので、そうした意味での経営的な支援は必要ないというのが東京都の見解ということでございます。

一般の社会福祉法人が建てる場合については、当然、社会福祉法人が自前の資金等を、当然公的な補助も出ますけれども、そうした中でやっている施設の運営ですので、それに対しての運営補助をしていくという考え方でございます。

○会長 最初から民間、社会福祉法人でできているものであれば、都の基準でその補助金が得られるけれども、区から民間に民営化したものについては出ないということなわけですね。

○高齢者施策課長 そのとおりです。

○会長 これは、別に杉並区だけじゃなくて、ほかの区でも同じような扱いをしているのでしょうか。

○高齢者施策課長 同様でございます。

○会長 そうですね。何かございますでしょうか。

○委員 私のごく身近の女性ですが、もう87歳でございますけれども、普通の養護老人ホームに入っております、月額が大体7万円くらいの負担ですね。やはりあれは重症度と  
いいですか、3という基準だったんですが、私が見る目では、もうほとんど歩けませんの  
で、4でなかろうかと思うんですね。

一応、横浜市内ですけれども、9カ所ほど特別養護老人ホームを申し込んでいるんです  
が、これはなかなか順が回ってこないんですね。ですから、この特別養護老人ホームの場  
合でも、当然、入院者の負担はあるわけですね。上井草の場合は大体どのくらいの個人負  
担があるのでしょうか。

○高齢者施策課長 現在、特別養護老人ホームの場合は、ほとんど介護保険制度の施設の  
指定を受けておりますので、そうした場合、大体介護度3で平均的な1カ月の利用料負担を  
含めまして、大体5万円程度というふうになっております。

○委員 5万円。そうですか。やはりこの950万円という支援は、補助といたしますか、それ  
はもちろん適切であるということで、区のやはり所掌に当たっている皆さんが判断された  
と思いますので、それを伺えばよろしいかと思えますけれども。5万円くらいではやって  
いけないのは、十分わかっておりますので。

○会長 この事業概要の中で、都基準に基づき、同額を補助するというんですか。これ、  
額で決まっているんですか。それとも、例えばこの施設の規模とか収容定数とか、そうい  
うので何か算定してということですよ。

○高齢者施策課長 基本的な区の補助は、東京都の横引きで設定してございまして、施設  
の規模等によって、小規模ほど補助は厚くなる仕組みとしてなっております。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 現在、何人ぐらい入所されているんですか。

○高齢者施策課長 ここは定員75名でございますので、ほぼ満床でございます。

○委員 そうですか。

○会長 ほかの民間の特別養護老人ホームとの関係からということで、こういう支出その  
ものについては、特に問題ないとは思いますが。この額の算定と、それから、都の考え方は  
都の考え方であると思うんですが、都が出している補助金の考え方で、当初から民間で  
あれば初期投資からかかってという話が確かにあると思うんですね。そうしたことについ

て、この経営費支援という形で一たんでき上がってしまえば、その運営管理費に補てんしていくような形になると思うんですけれども、そこをどう考えるかということはあるのかとは思っているんですけれども。この額としてどうなのかということですね。

それから、16年度は、予算額と決算額で少し差があるというのは、どういうことでしょうか。

○高齢者施策課長 はい。当初900万円余の予算が770万円ぐらいになりましたけれども、これにつきましては、当初予算額のうち、例えばマッサージ、資料の中にございます追加部分で30万円になってございますが、これは当初予算では60万円。これについては、実施が半分でしたので、2分の1ということで審査してございます。来年度は、丸々60万円になる予定で考えられます。

それから、150万円のところの金額ですが、これも当初予算300万円ということで、これも結果的には2分の1になってございますので、17年度は満額になる予定ですが、ことしは実施の時期等を含めて、その辺の中身が、マッサージ師の加算措置の対応の1年分ではなくて、半年分というようなところから減額になったものでございます。

○会長 これ、都の方も16年度から始まった。

○高齢者施策課長 いえ、これについては、12年度の介護保険制度移行時からこの経営支援費制度ができておまして、都内のすべての社会福祉法人に対して支援をしているということでございます。

○会長 というと、このホームについては、数年間は民間だったらもらっていた補助金はなしだったということですか。

○高齢者施策課長 11年度までは、措置制度と言いまして、すべて措置で特別養護老人ホームも運営されていましたが、契約にかわりまして、そうしたことの変更に伴いまして、経営を安定化されるための時限的なものとして、東京都は経営支援を続けていくということで、現在もまだ続いている制度でございます。規模は小さくなりました。

○会長 この特別養護老人ホームが、民営化されたのは、いつからですか。

○高齢者施策課長 16年4月からです。

○会長 そこからということですか。

○高齢者施策課長 はい、そうです。

○会長 わかりました。大体、これについて、よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 具体的な審査そのものについては、きょう、少し時間の余裕がありましたら最後にお話ししたいと思いますけれども、よろしければ、次に進ませていただきたいと思います。

それでは、58番ですね。団体の58番、よろしくをお願いします。

○事務局 団体の58番、いきいきクラブ連合会、いきいきクラブ運営費補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

事務事業評価表の表面の一番下に、「特出した活動を行ったクラブに対しては、奨励金として補助金の優遇をする」とあるんですが、これはどのような算定方法になっているのでしょうか。

○高齢者施策課長 社会奉仕活動とか団体で活動している部分がありますので、そうしたところへの参加人数が多いとか、そうしたことに配慮して、一律の配分ではなくて、努力したところに少し傾斜配分できるような形で今年度から見直してございます。

○会長 それは、どれぐらいの割合になっているんですか。

○高齢者施策課長 金額的には、定例活動費の中の一部ということで見えておまして、それほど大きなパーセンテージは占めてございませんが。

○会長 大体、おおよそで言いますと。

○高齢者施策課長 大体20%ぐらいの割合を見ております。

○委員 まだ、全体像がつかみ切れていないんですが、平均年齢が78歳ということが出ていますけれども、平均年齢ってよく使われる指標なんですけど、平均というのは、結構ばらつきでかなり左右されちゃうので、具体的にもう少し60歳以上の方々の年齢区分でどのぐらいが一番厚くて、実際その運営を担っている方々の年齢層というのはどの辺なのかというのは、どうなんでしょうか。

○高齢者施策課長 年齢別の、構成数をどこが一番多いかというのを資料的に手元にないんですが、今17年度では78.6歳ということで、加入要件が大体60歳以上になってございますので、そうした中でいきますと、大体、中心はやっぱ70前後のところではないかというふうに思われます。全体の会員数は7,600弱ぐらいでございます。

○委員 これから、団塊の世代の受け皿ということなんですけれども、新入会員の比率とかその辺のところ、新入会員数というのはどうなんでしょうか。

○高齢者施策課長 団体数が今88なんですけど、ことしの4月1日の状況で、前年度よりもふ

えたところの団体数というのは、大体十二、三ぐらいしかございませんで、やはりこの加入数の低下と高齢化というのが大きな課題になっていまして、そういったことをどうやったら解消できるかということで、今、区と連合会との間で、対応についての協議を今年度から始めているところでございます。

○委員 そうすると、現状では、団塊の世代の受け皿の整備はできていないという、これからの課題ということですね。

○高齢者施策課長 はい。そのとおりでございます。

○委員 その点で、こういう議題がずれちゃうかもしれないんですけども、例えば団塊の世代の受け皿って、NPO活動とかその辺のところもあるとは思いますが、総合的な取り組みというのはどうなんでしょうか。

○高齢者施策課長 高齢者団体、確かにいきいきクラブだけではございませんで、さまざまな団体がございますので、そうした団塊の世代の受け皿としては、高齢者の専用施設として敬老会館が区内に32館あるんですが、ここをうまく活用して、そうした団塊の世代も地域に戻ってこられるときに、生きがいとかあるいは健康づくり、そうしたものに活用できるような方向で、今、あり方を検討しているところでございます。

○委員 あと、決算書の方ですね。決算書の4ページ目でしょうか。一般の会計決算書のところで、支出の部で友愛活動費というのが、予算枠としてはゼロなんですけれども、支出額としては71万6,625円というのは、これは何かどういうふうなことで、こういうふうになってしまったか。当初予定していなかったわけですね。この活動がよくわからないのと、あとは、ホームページ維持費というのが、予算額では7万8,000円なんですけれども、支出額では47万4,015円というふうに極端に膨れ上がってしまっているんですけども、これはどのような理由でしょうか。かなりこれは、金額的にこんなにかかるのかなという気がしたんですけども。

○高齢者施策課長 友愛の方につきましては、団体の活動の中で当初予定していなかった部分で、実際、近隣のひとり暮らしの高齢者とか、そうした高齢者を訪問したりとかというふうなことでかかった費用として出てきたものでございまして、支出については、中身をチェックする限り問題がないということで、ここの部分については認めてございます。

それから、もう一つの方のホームページは、昨年度16年度で区の補助で後々に立ち上げるということだったんですが、これ、維持費につきましては、当初予定していたよりもちょっと予算的にはかかりますが、これも内容的に私も細かいところまではちょっと掌握し

ていないんですけれども、特段支障がないということで、ここについても認めて、このよ  
うな形になったものでございます。

○会長 よろしいでしょうか。あと、ホームページ維持費だけだとすれば、額としてはか  
なり大きいなという気はしますけれども。何かパソコンを買ったり、サーバーを買ったり  
したとかというのも含まれているのかどうかわかりませんが。ほかにいかがでしょうか。

国や都の補助金との割合で、特に多いからということは余り、これは杉並区としてどう  
考えるかということがありますので、特に問題になるようなことではないとは思いますが  
れども、やはり団塊の世代が今度高齢者として新たに加わっていく一つの受け皿にすべき  
なのかどうか、あるいはなり得るのかということも含めて、いろいろ考えていかなければ  
いけないところだと思うんですが。

先ほど、奨励金的に補助金の算定の仕方を少し変えろとか、会員、活動実績等という  
ようなことを、こういう新しい受け皿になるような方向に誘導していけるような仕組みと  
して組み込んでいけるのかどうかというようなことになるのかもしれないし、あるいは、  
そもそもこういうところに、もう団塊の世代の形では入らないということも当然あるか  
とも思うんですね。そこら辺どういうふう考えていくのか。補助金の額としては、そ  
れなりの額にはなっておりますので、考えていかなきゃいけない点かなと思います。

それから、ちょっとここだけの話ではないのですけれども、この決算書の中で、これは  
(7)と書いてあるページですね。1枚をめくったやつですが、平成16年スポーツ特別会計決  
算書の中で、これが補助金の対象になっていると考えるのかどうかよくわからないところ  
ではあるんですが、大会賞品費みたいなものも、特に補助金の中の対象経費として認める  
ということにはなっているんですかね。特にそれは問題はない。ほかに、そういう商品  
とか、何かそういうようなたぐいのものというのをどこまで含めて考えるのか、一つはあ  
ると思うんですけれども、ここら辺はどうでしょうか。

○高齢者施策課長 ゲートボールとかグラウンドゴルフとか、いろいろなスポーツ、連合  
会でやっている部分についての、当然、参加費もあるんですが、そうした中に、これま  
でもずっと賞品的なものとしては認めてきておりますので、16年度についても同様に認めて  
きたものでございます。

○会長 補助金の対象経費として、どこまでが入っているか入っていないのか、この決算  
書だとよくわからないところもあるんですけれども、そういうものを全く認めないと言っ  
ていいのかわかるかな。ただ、認めるとしても、すべてそれで認めていいのかわかるか、

例えば自己負担的な、参加費的なものをもう少しとか、あるいは会費の中から少し回す、ある程度は負担するとか。そういう形になっているのかもしれませんが、ちょっとここら辺、この補助金だけの問題ではないとは思いますが、考えていかなきゃいけないところだと思うんですね。

ほかにいかがでしょうか。

○委員 この活動費や運営費の一部を補助することは大変必要だと考えますが、あくまでも自主的な団体でございますので、個別のクラブへの補助とクラブ構成団体とする連合会に対する補助とは一定の区別をすべきかと考えております。それで、個別のクラブへの補助は原則として考えてみたらどうかと思っています。

○会長 これは、連合会に対する補助と個別のクラブに対する補助と、つまり、両方あるわけですね。また、連合会というのは、当然そのクラブの上位団体としてあるので、また、そこからお金が流れていくというようなことで、いろいろ複雑ですけども。

○委員 だから、クラブの方に重点を置いた方がよろしいのかなと思うんです。

○会長 これ、連合会に出すのと個別にその団体に出すのと、それぞれ考え方として違う点はいかがでしょう。

○高齢者施策課長 団体の方については、個別のクラブの健康づくりとか生きがいづくりの全体の発表の場としてセットするものですので、基本的にはそういう大会的なものがメインになってございます。ただ、個人の分については、個々の活動、例えば社会福祉活動とか奉仕活動とか、例えば友愛活動とか、そういったものの活動に対する補助という考え方で考えております。

○会長 ここにまとめて書いてありますが、一応その考え方としては、役割分担をした上で考えられているということですね。

ほかにいかがでしょうか。実際、これ、成果というものをどういうふうに考えるかというのは難しいところでしょうし、地域の福祉活動というものも、その福祉活動の実績というものをどうとらえられるかということもあろうかと思うんですが、この活動すること自体が一つの目的ということにもなっているところもございましょうし、難しい点ではあるんですけども。大体、ご質疑、ご意見の方はよろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。それでは、次の団体の59番の方、お願いします。

○事務局 団体の59番、ナイトデイ等（介護保険外宿泊サービス）運営費補助金について

説明。

○会長 これ、1人、1日1万円ということですがけれども、実際にかかるコストは、どれぐらいの割合になるんですか。

○高齢者施策課長 ショートステイの場合、大体今1万数千円かかっておりますので、1万円ぐらいは、この事業を実施するとすれば妥当な金額というふうに考えてございます。

○会長 この段階では運営団体等未定と書いてあるんですけれども、そのいろいろな施設といたしますか、そういうところで大体予定されているようなところはあるということなんでしょうね。

○高齢者施策課長 17年度10月からの実施予定ということで今準備を進めているところで、これから、実際、該当する事業者を含めて、募集等を含めて今準備を進めているところで、まだ確定してございませんが、区内にももう既にやっているような事業者もございまして、今考えているのは、通所介護事業所の中にショートで泊まれるような、そうした事業のナイトケアの方を中心に、考えていこうというふうに思っております。

○会長 新規事業なので事業評価等もございませんが、これ、実際には、相当、ニーズはあるんですかね。既にされているところもあるということなんです。

○高齢者施策課長 ショートステイは今のところ特別養護老人ホームと、それから、老人保健施設あるいは療養型医療施設のこの三つの中につくられているものしか、ショート単独のものの施設というのは区内にはございませんので、やっぱりショートは相当需要があることは事実なんです、なかなか整備が進まないという現状がございまして。今度は17年度から介護保険事業の中に取り込まれる予定ですが、今のところまだ、具体的な施設整備等の基準とか運営基準が示されておきませんので、具体的にはちょっとまだどこがやるというところまでは把握できていないんですが、その先駆けとなるような部分として、区が誘導を含めて実施をしていきたいと、そういうふうに考えています。

○委員 このショートステイというのは、日帰りですか。そのあとにナイトケアというのがございまして。

○高齢者施策課長 ショートステイの場合も、単泊の場合と1週間程度の長期に、それぞれ今介護保険制度の中では宿泊数の限度額がありますので、その範囲内で認められているということになります。

○委員 そうしますと、ステイというのは日帰りとは限らないんですね。

○高齢者施策課長 そうですね。2泊ぐらいの場合もあるかもしれません。



○委員 ナイトケアというのは、どういうことですか。

○高齢者施策課長 ナイトケアの場合は、デイサービスを利用している方が、その日に介護者が何らかの事情で介護できないような場合についてはこの通所施設の中で泊まれるように、そうした機能を付加して、そこへ泊まっていただくということです。

○委員 そういう施設があるんですね。ショートステイの1日が1万5,000円くらい。経費がかかるのを1万円補助をされるということですが、1万5,000円もかかるんですか。

○高齢者施策課長 介護報酬上では1万5,000円まではいっておりませんが、それに近い金額が介護報酬になっております。そのうちの一部を区が補助をするという考え方は、当然、自己負担も含めて対応していただくと、そのように考えています。

○会長 この18年度の改正というのは、もう、されるつもりですか。

○高齢者施策課長 法律上は改正されたんですが、具体的な運営基準とか施設の整備基準がまだ示されていないので、具体的なものはまだ見えていないというところです。

○会長 ということですが、これはよろしいのでしょうか。まだ、新規ということですので。

( なし )

○会長 はい、ありがとうございます。

それでは、番号的には戻って、57番ですね。

○事務局 団体の57番、地域ささえ愛グループ支援事業補助金について説明。

○会長 この審査表の表現でちょっと気にかかる表現といたしますか、現状のところ、「無料の施設を使用するよう働きかけているが」でも有料の方を使っている、というのはどういう意味なのでしょう。

○高齢者在宅サービス課長 補助金ということもありますので、極力、そういう形で働きかけてはいますけども、やはりご高齢の方のグループということもありまして、歩いて行ける範囲というか、自宅の近くの施設の方がやはり交通の便、アクセスの方がいいというような部分と、それからグループによっては、調理のようなものを作って、一緒にお昼ご飯を食べるとか、そういうこともやっているところもありますので、そういった施設がないと活動ができないという場合があります。

あと、施設によっては、バリアフリー化というのを一応してはいるんですけども、やはり要介護度が若干高めの方がいらっちゃって、その施設だと、なかなか移動に難しいというようなグループもありまして、そういう中で、さまざまな理由からこういった有料施設を使っている場合があるというようなことでございます。

○委員 これは事務事業評価を見ますと、活動場所の確保が困難となっていて地域的に偏りがあるということですが、具体的にどのような地域でしょうか。

○高齢者在宅サービス課長 地域的には、比較的ばらけてはきたんですけれども、やはり、例えば環状7号線の中野区寄りの方にはあるけれども、高円寺寄りといいますか、堀ノ内近辺の方には、ちょっと空白地域があったりだとか、松ノ木、成田東近辺には余りないだとか、そういう偏りというか、ある町には二つぐらいあるけれども、全然ないところは全くないというような形で、ご高齢の方ということで、若い人ほど交通的に移動が自由にいきませんものですから、そういう意味でなかなか偏りが出てくるというようなところもございまして、若干ばらついているというのが現状です。

○委員 そうすると、すぐに状況を改善するというのは難しいわけですね。そういう公共施設をつくるというのは難しいでしょうから。

○高齢者在宅サービス課長 施設自体は仮にあったとしても、やはりグループとして10人以上ぐらいがまとまれるかどうかという問題と、特にグループ設立当初にある程度のボランティアの方ですとか指導者になっていただくような方というか、そういった方がある程度ないとスムーズに、特に当初、運営がうまくいかないというような事情もありまして、そういったようなことが確保できない場合もございまして、その場合は空白に現状ではなっているという場合がございます。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 例えば58番の場合に、いきいきクラブ連合会というのがありまして、その傘下といたしますか、そこに88の団体があるわけですが、この地域ささえ愛グループは74団体ですが、それぞれの団体が直接区の所掌に当たっている方と交渉したり、あるいは自己の支出の届けを出すという形になっているんでございますか。

○高齢者在宅サービス課長 主に、区の介護予防事業の中にリハビリ教室ですとか転倒予防教室ですとか、そういった要介護度が若干重くなってきた方向けの事業がございまして、その卒業生の方が自分の体の状態が若干よくなったが、そのままにしていると、また、もとに戻ってしまうというおそれがございますので、そういった場合に卒業生の方々を中心に一つのグループをつくっていただきまして、こういった地域ささえ愛グループになっていただくということでやっております。定期的にこういうグループ活動をしていただくことによりまして、うちで閉じこもりにならないとか、認知症の予防になるだとか、そういったような効果も考えまして、こういうグループ活動をしております。そのグループ

だということで、10人以上届け出ていただくということで、1団体、1団体、区の方に届け  
ていただいているという状況です。

○委員 私は内容を伺ったんじゃないなくて、この74団体をある意味では総括するといえます  
か、そういう一つのキャップになるグループみたいなものがないのかと。

○高齢者在宅サービス課長 特にそういうものはございません。

○委員 そうしますと、各団体が直接窓口で。

○高齢者在宅サービス課長 そうです。

○委員 受領したり、あるいは決算を報告するという形ですか。

○高齢者在宅サービス課長 そうです。

○会長 団体というよりグループとして少し何人か集まって、というぐらいのイメージで  
やっているものということなんでしょうね。例えばこの実績報告というの。

○委員 補助金も非常に少ないですね。

○会長 団体として決算を出すとかなんとかというところまでやっているようなという感  
じでは、どうもないようですね。

○委員 ただ、窓口の方は非常に大変だと思わしてね。まとめるところがあるのかとい  
うことを伺ったんです。補助金も大したものではありませんけど。

○会長 これは、もう補助金の話とは、また違うのかもしれませんが、区のそういう施  
設の免除であるとか減免の対象にはこれはなるというふうにするのではなく、こういう形  
で補助しているということなんです。

○高齢者在宅サービス課長 そうですね。このグループだからといって免除ということ  
はございません。

○会長 その方が、むしろ、私としてはわかりやすくいいんじゃないかとは思っている  
んですけれども。ただ、こちらの補助金として手続がまた出てくるという問題はありま  
す。

よろしいでしょうか、特にございませんでしょうか。

( なし )

○会長 ありがとうございます。

高齢者はここで終了ですけれども、次に児童課の方ですね。43番、お願いします。

○事務局 団体の43番、保護司会助成金について説明。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 定数が149名ですよ、現在119名。ということは、欠員ということですか。

○児童課長 欠員ということでございます。

○委員 保護司さんというのは、地域の役割とか範囲というのが、世帯数とか何かで決められるものですか。民生委員はそうですけど。

○児童課長 そういう単位では、特に定めてなかったと思います。

○委員 例えば、一つの家族の中で、親子で保護司をしているということをお伺いしたんですが、そういうのもよろしいわけなんですか。

○児童課長 別に問題があるというわけではありません。

○委員 構わない。いいんですか。

○児童課長 蛇足でございますが、やっぱり保護司さんは無償でやっていますので、なかなか担い手がいないというのは一番の課題になっておりますので、そういう親子ですとか何とか、そういう大きなくくりは設けていないというところでございます。

○委員 審査表の理由のところ、地方公共団体は保護司及び保護司会に対して協力することができる旨の規定であるということですが、現実にもう例えば青少年育成委員会の中にも保護司さんは委員として入っておられますし、学校においては評議員にも入っています。それから、児童館の方、子育てネットワークとか、いろいろとその場に活動していただいていますので、私は大変結構なことだと思っています。

それで、保護司の職務というのは、困難性や負担感を考慮すれば、このぐらいの補助は必要ではないかなというような感じがいたしました。

○委員 この決算書の収入の部を見ると、杉並区からはこの60万円以外に30万円分担金、助成金と分担金を合わせて90万円というふうになっているんですけども、これはその額の比率の、こういうふうな額の比率になっているとか、金額自体そういうふうには算定した根拠というのは何かあるんでしょうか。必要な金額だとは思いますが。

○児童課長 特に明確な根拠というものを設けてこの基準60万円と30万円というものをやっているわけではございません。ただ、一般に全体の額が478万円、そのうちこの分担金30万円というのは、社会を明るくする運動という、先月になりますけれども、7月1日に杉並区内各駅頭でティッシュを配って、青少年の健全育成等を訴えかけて、また、月末にはイベントという形で、小学生・中学生・高校生のプラスバンドの方なんかをお呼びして、社会を明るくする運動の区民の集いというものをやったりしまして、それに100万円かかっていますので、大体その3割ぐらいを区として補助するのが適当ではないかということ

でございます。

○会長 この補助金として60万円という形になっておりますけれども、区の補助金だけではないんですが、こういう団体に対する補助金について、何を補助対象にしているのかということは、やっぱりある程度明らかにならなきゃいけないんですが、この決算を見ているだけだと、どこが杉並区からの助成金の対象になっているのかがわかりにくくて、団体全体の中で大体これぐらいの何%ぐらいなんだろうというところを出されているのかもしれませんが、そこら辺は所管の方ではどのようなお考えで対応されているのでしょうか。

○児童課長 今ほど申し上げましたとおり、分担金の30万円というのは、下の方の支出の分の社会を明るくする運動、予算額100万円それから102万円、ここに充てられております。60万円につきましては、どこにというわけじゃなくて、それは一般的な活動費としてお支払いしているということでございます。

○会長 この保護司会の助成金だけじゃない、保護司会に対する助成金の妥当性とかそういうことではなく、補助金の出し方としてどういうふうに出すか。全体の活動費といっても、その中にここに掲げられているものだけでも、本来補助金の対象としていいのかどうか、例えば慶弔費みたいなものをどう考えるかとかあると思うんですけども、そういうものも挙げられていて、それは会として決算の中に上がってくるのは当然のことだと思うんですけども、こういう補助金、助成金の対象としてはどういうふうを考えるのか、そこを明確にする必要があるんじゃないかという考え方があろうと思いますので。これは、この保護司会の話だけではなくて出てくる問題かと思っておりますので、一応それはご指摘させていただきたいと思っております。

保護司会そのものの役割、先ほどもお話があったように、行政の方から委嘱されて無償で行う仕事ですし、それに対して区の方から助成するというのは、法律上も規定がありますし、これからさらに必要となる理由のところでも、加害者対策だけではなくて被害者対策にもということでもありますので。

しかし、その一方で、補助の方向性として、団体活動に対する助成というのを、一般的な運営経費の何割を補助するという言い方がいいのか、できれば事業的な方向に変えていった方がいいという考え方もあるんですが、なかなかこれは難しいところではありますけれども、そういった考え方を入れられるかどうかということはあるかとは思っています。

そこははっきり申し上げにくいところではあるんですけども、そういった点を、とり

あえず指摘させていただきたいと思います。この補助金そのものについて、何か問題があるということではないとは思いますが、

特にないようでしたら、次にということによろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、60番をお願いします。

○事務局 団体の60番、母子寡婦福祉団体連合会補助金について説明。

○委員 まず、審査表にあるように、補助依存率も低いですし、剰余金もこれだけあるということは、補助金を削減するというのは適切なことだと思いたうですけれども、もう一つ、この事務事業評価表を見ると、助成対象人数に対するいろいろなイベントの参加者比率というのは極めて低い。例えば数字を見ていると、大体2%とか1%ぐらいでしょうか。こういうような家庭の場合は、特にこういうようなイベントに参加する余裕がないということもあるのかもしれないんですが、例えば広報活動が不足しているとか、その辺のところの課題とか、どういうふうにお考えなんでしょうか。

○児童課長 まさにご指摘のとおりでございます、参加者数が少ないということは、会の中での広報という問題より、要は団体が高齢化しておりまして、今、いわゆるひとり親家庭自体は非常に増加傾向にあるわけですが、この団体への加盟者数がそれに比例してふえているかというところではなくて、やっぱり団体自体の高齢化が進んでいる。ですから、この会自体、世代交代というんですか、そういう若い方を会に入れるというのは一つの大きな課題になっておりまして、その辺からいろいろなイベントに対する参加者が少ないという事情がありますので、我々の方もそういうPRをよくしてくれということは常日ごろ指導しているわけですが、なかなか、任意団体でございますので、どの団体もそうなんです、若いお母さん方がこういう活動に入りたがらないという傾向があるので、こういう数字が低くなっているという状況になっておるところでございます。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

審査表にありますように、財政的には自立しているということで、削減の方向性でというのを庁内の方でも考えられているということですし、それは恐らくそのとおりだろうなというふうにとめまします。

ひとり親家庭に対する、政策的にどう対応するかということになるか、それとも、この団体に対するということであれば、まあ、ほぼ必要性はなくなっているんだろうなと。あと、ひとり親家庭に対してということで、これは政策的な話なので補助金によるのかどう

なのかということになってくるでしょうから、そういう方向に補助金ということで対応するのはなかなか難しいのかもしれませんが、そちらの方に回していただいた方が、より有効なお金の使われ方かなという印象はございますけれども。

何かほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次、61番、お願いします。

○事務局 団体の61番、青少年育成委員会補助金について説明。

○会長 これは、先ほどのと違ってと言っていいのかわかりませんが、事業評価の表の成果指標を見ると、参加者数が非常に多いように見受けられるんですけど、これはどういう数え方になっているのでしょうか。

○児童課長 この10万人という数字のことをおっしゃっているんですか。

○会長 はい。

○児童課長 これは多分、17地域ありますので、17地域、イモ掘りとか、いろいろそれぞれ細かいイベントがありまして、それをすべて積み上げているという形になっていますので、こういう数字になっております。

○会長 延べの人数でこれだけになっている。

○委員 私は、育成委員会の委員をやっております。今お話がございましたけれども、私も2年1期でございますのでもう4期やりまして、そろそろ若手に交代しなきゃいけないと思いながら、委員を2年間受けた方はPTAの方が多うございまして、その方が一たんやめられますので、少し間を置いて、また地域協力者で出ていただくように、一応、今いろいろとお声をかけております。

私どもの育成委員会の今言いました事業は、こちらからいただく80万円と上乘せ10万円ということでございますが、一昨年ですよ、東京都の方から指定事業として、有害環境改善活動というのが重要視されております。それで、1年に何回か、委員がグループに分かれまして、夏は6時から7時、それから冬は5時から6時ということで、都から指定された不健全図書、販売図書店とかコンビニなどを周りまして、事業者と話をし、展示している本などを、全部チェックしてまいります。

それから、一挙両得ではないけれど、それに輪をかけて、地域の空き巣問題もあるものですから、時間があれば、またそれを利用して地域を守っているというような活動をしているわけです。

それと、広報も2回出しておりますが、地域によっていろいろお金の使い方がございませぬけれども、うちの場合は5万円をつけていただいておりますけれども、紙代と、あと印刷はこちらを利用させていただいているものですから、手づくりの、本当に紙ばかりいいものばかりを使うのが能ではございませぬので、うちうちの独特の広報誌を17団体の方に二、三部ずつ送付しております。交換しておりますので、そういうことは他の事業もどんなことをしているかというのはわかります。

事業のマンネリ化についてですが、8年前ぐらいでしたか、子どもがそのころは多かったですよ。それで、長いこと、いろんなスポーツの事業としてやっておりましたけれど、ちょっと子どもが少なくなりましたし、ここにも載っておりますようにマンネリ化しているということで、文化的な交流のものを取り入れるということで、音楽を楽しむ会というのをもう8回やっております。大変、地域の方が集まるミニコンサートというのは、音楽会としては身近にあるということで、老若男女、子どもたちが学校の体育館を利用して、毎年やって、大変あふれんばかりの好評でございます。

昨年は中越地震がございましたものですから、ついでに窓口に義援箱を置いて、大変寄贈していただきまして、ありがたかったなと思っております。そういう活動をしています。

それから、ここに事業参加の自己負担金の導入と書かれておりますが、いただくお金だけではできませんので、参加者が多いために、父母や子どもたちから、ちょっとお金を徴収させていただいて、事業をしているということでございます。

○委員 先ほども今もちょっとお話があったんですけど、自己負担分というのは非常に重要なことだと思うんですが、それに関連して、私も自己負担を重視していくというのはいい方向だと思うんですけども、事務事業評価表の裏のところを見ますと、一つは受益者負担にはなじまないというふうに書いてあって、もう一つその下に、コストを下げたためには参加者に応分の負担を求めるところで、この辺のところのちょっと整合性というのがわかりにくいんですけども、どういうふうなことでしょうか。

○児童課長 書き方がわかりづらかったかもしれませんが、例えば一般的なスポーツ教室みたいなものは、ある程度参加する方に費用をご負担いただいても差し支えないのかなと。一方、先ほど委員もおっしゃったようなパトロール活動等、全く自主的にやっております、別に子どもがスポーツをするとかそういうことではない活動につきましては、やはり基本的には我々の補助金だけでやるべき、区として助成して、それに対してやっていただくべき事業だというふうに、区分けとしては、はっきりした基準があるわけ



じゃありませんけれども、そういう概念で考えております。

○委員 要するに、事業内容でその都度、その都度考えていくということですね。

あと、印象なんですけど、先ほども会長からもお話があったんですけども、支出、どうしてもやはりこういうイベントをやるということになってくると、景品とかそういうものがどうしても必須項目、決算書を見ていると入っているんですよ。その辺のところ、例えば自己負担ということも含めて考えていくと、やはり補助額、補助金を一定額、ぽんと渡しちゃうので、細かいところまでは言えないのかもしれないんですけども、例えばもう少し何かしらのやっぱりお金の使い方の基準というのも、何かガイドラインのようなものがあってもいいのかなという気はしたんですけどもね。

やはりそのイベントにかかってきて、要するにレクリエーションも兼ねているわけですから、その辺のところ自己負担との兼ね合い等も含めて、ある程度ガイドラインのようなものがあってもいいかなという気はしたんですけども。

○児童課長 この辺もなかなか難しいところでして、じゃあ、厳密にまたそういうガイドラインをつくると、育成会自体の活動がなかなか窮屈というか、動きにくい状況になって、今自己負担等も申し上げましたけど、こういった活動も地域でやっていただいているわけですが、なかなか若い方々の参加がしていただけないというところがありますので、そういった方々に対して、参加していただくというためには、やっぱりこういう経費も多少やむを得ないのかなというふうには考えております。

○委員 例えば自主財源を集めます。それも委員さんが苦勞して、父母の負担が適当かどうかいろいろ頭をひねりまして、それで決めるわけです。家族で行ったら相当なお金がかかるわけです。だけど、そこへ参加して、親子交流、子ども、親同士の交流を含め、また、委員さんとの交流を含め、それで楽しい親子バスハイキングもありますけれど、それを一日大変よかったという感想をいただきますと、それはこちら側としては大変よかったかなという、非常に感慨があります。

例えば音楽を楽しむで今景品のことをおっしゃいましたけれど、その中でやりくりしてやっているわけですよ。出ていただく方は小・中・高の音楽グループの生徒さんに出てもらうんですが、本当に気持ちだけ、ちょっと子どもたちが今何が必要であるかと、100円コーナーのところへ行って探すのが苦勞しています。そして与えていますので、無理のない程度で委員の方々が頭をひねってやっているわけですから、余裕があってやっているわけではございませんが、それでも楽しんで喜んでいただければと思って、やっています。

○会長 はい。そこら辺どう考え方を整理していくかということは必要ではあろうとは思いますが、その団体の自主的な活動ということもありますし。そうですね、なかなか難しいところかもしれません。

ほかにはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、児童課の3件についてはとりあえずそういうことで、次に団体の62番をお願いします。

○事務局 団体の62番、母親クラブ連絡会、母親クラブ活動費補助金について説明。

○委員 この補助金審査表の項目の中で、交付対象名・数とありますが、この母親クラブ、母親クラブ連絡会とあるんですが、これは末梢的なことですが、入れかわった方がよろしいんですか。まるっきり違う団体ですか。つまり、連絡会のもとに15団体が存在するといえますか、そういうことと違うんですか。

○児童青少年センター所長 各母親クラブの代表の方が連絡会を構成しており、団体としては別でございます。

○委員 そうしますと、これ、上段に上がった方がいいのではないのでしょうか。

○児童青少年センター所長 そうですね。

○会長 事務事業評価表の方で、17年度からは連絡会の補助金と統合するという部分については、どうなっているのでしょうか。

それから、事務事業評価表の裏面の今後の事業のあり方、それから17年度方針と、少々整合性の問題があるんで、ちょっとそこを補足的にお話ししたいところなんです。

○財政課長 では、私どもの方からお答えさせていただきます。

一つは、評価表の方でございますけれども、活動が若干減少傾向にあるということが一つございます。それから、もう一つはこの評価表は確かに16年度、昨年ですが、減額するというところで記載しましたけれども、当該年度、前年どおりということで継続をしております。今後、少子社会というものが進展するという中で、地域の子育てをどうやって社会的に支援していくかという中で、やはりこういう自主的な活動団体のそういう活動といえますか、自主的な活動もやっぱり必要であろうということで、この理由にも記載してございますけれども、今後の児童の健全育成や子育て支援について、引き続き大きな役割を果たしておりますし、あと、区といたしましてもそういったものを期待しているという部分がございまして、そこで審査表の方につきましては継続することにさせていた

だいた次第でございます。

○会長 ですから、現在、区としての考え方は、審査表の方の考え方ということでよろしいわけですね。

○財政課長 そうです。

○会長 いかがでしょうか。

助成金、この補助金の出し方も、連絡会と個々のクラブというのに出すという今までのやり方を今年度も引き続きやるということですね。

子育て・子育てというのは非常に重要な政策課題だと思うんですけども、活動そのものが必ずしも活発、活性化していないということであれば、どういう方向に持っていくのかということですね。この補助金そのものというのは政策的には重要なことだとは思いますが、そうした活動がきちんと行われて、実際に子育てに資するような支援になるような方向に誘導していくような補助金そのものの考え方というものも、必要になってこようかと思いますが。

○委員 活動の活発化ということに関してなんですけれども、この事務事業評価表の裏を見ますと、NPO・ボランティア・市民活動団体等との協働というようなことが書いてあるんですが、活発化ということに関しては、例えば一つの考え方としてはこういうようなNPO等との協働ということが有力な案として考えておられるというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○児童青少年センター所長 ご指摘のとおり、これにつきましては、今後、児童館のあり方検討というものも外部委員を招いてやる予定になってございますが、その中でもこれまで以上にこうした母親クラブの活動ももちろんでございますけれども、その他区民や新規のNPO等の協働をどんどん児童館の事業との連携を進めてまいりたいというふうに考えております。

○会長 よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 では、次に行きましょうか。少し飛んで、67番ですね。お願いします。

○事務局 団体の67番、民間学童クラブ運営費助成について説明。

○会長 これは新規の事業ということで、実際に補助金はどのような形で支給されるのでしょうか。例えば、入所児童数1人当たり幾らというような形になるわけですね。

○児童青少年センター所長 基本額といたしまして、登録児童数が10名から19名、20名か

ら35名、36人以上ということで加算されていって、人数ごとのものがございませう。そのほかに時間延長サービスなどをやっていたら、その分の加算分がつくというような計算方法になってございませう。

○会長 これは新規のものでございませう、実際予算としては500万円ほどついでいませうが、実際どれくらいになるのか、現在4名ということですから、少ないとついでいいのかどうかわからないんですけども、まだわかりませうね。

よろしいでございませうか、これは。

( なし )

○会長 それでは、次は保育課の方でございませうか。63番に戻りませう。お願いしましませう。

○事務局 団体の63番、民営保育園園庭緑化補助金について説明。

○会長 昨年度からということ、昨年度の分の2件の報告書がありますが、前者のものはぴったり150万円使われているというふうについでよろしいでございませうか。

○保育課長 補助の内訳としましませうは、学校部分と保育園部分とありまして、全体的についで、その保育園部分の補助金ということ、そういう額になってございませう。全体で160㎡やっております。

○会長 そうでございませうね、保育園部分をついでいて、それがこの150万円ついでやったということになっているわけでございませうね。

いかがでございませうか。よろしいでございませうか、これについで。

( なし )

○会長 はい。では、次に行きましませうか。65番、お願いしましませう。

○事務局 団体の65番、認証保育所運営費等補助金について説明。

○会長 これについでいかがでございませうか。

これは補助金の額としては大きな額でございませうけれども、補助内容は運営費、開設準備費ということ、あと、これは基準としては、例えば開設準備費の方は幾らとか大きいとか、何かどういふ形で出されているんですか。

○保育課長 開設準備の方でございませうけれども、A型の場合は3,000万円、それから、A型を駅前以外に開設する場合は1カ所当たり1,500万円です。

○会長 この基準は、都が定めた基準になっているわけです、ね。

○保育課長 はい。東京都の方で定めた基準でございませう。

○委員 これは非常に重要な経費・予算だと思ついでいませうけれども、ただ、14年度と17年度

を比べると予算額が大体2倍ぐらいになっていて、非常に急速にふえているんですが、大体これはどのぐらいまでふえるというような予測をされているのでしょうか。現状が大体もう上限なのか、これからまだふえそうなのか、どうでしょうか。

○保育課長 18年度1所、19年度2所、計3所、現在の実施計画ではふやしていく予定になってございます。

○会長 これはよろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次に66番ですか、お願いします。

○事務局 団体の66番、認証保育所防犯カメラ設置補助金について説明。

○会長 はい。いかがでしょうか。

これについても、特によろしいですか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 ありがとうございます。

それでは、次に、健康推進課の方の団体の68番についてお願いします。

○事務局 団体の68番、地域医療連携推進委員会運営費補助金について説明。

○会長 はい。これに関しましては、いかがでしょうか。

この地域医療連携推進委員会というのは、医師会の中に設けられるような形になっているのでしょうか。

○健康推進課長 医師会の内部の委員会でございます。

○委員 基本的なところからお聞きしたいんですけれども、この68番だけじゃなくて、関連事項を見た上での基本的なスタンスとしては、医療機関関係の補助金に関してはできる限り削減していくというようなスタンスで臨んでいくというふうに理解してよろしいのでしょうか。そういう形の記述が結構多かったので。

○健康推進課長 ここに記載のとおり、私どもとしましては、今後各団体等と協議しながら可能であるところから検討してまいりたいと考えております。

○委員 あと、もう一つ、この68番の関連の決算書で、支出項目のところでは委員会運営費というのが予算額では60万円なんですけど、決算額では174万3,600円というふうに、額が100万円以上もふえているんですけれども、これは何か特別予定していなかったことをやったのでしょうか。

○健康推進課長 この年には、杉並区の急病医療情報センターなど、救急医療体制の整備

というような課題がございまして、地域医療部会あるいは地域福祉部会、病院部会など、その連携するところのいろいろなところの会議が、非常に数が多く開催されてございます。そのためというように考えております。

○委員 あと、決算書のところなんですけれども、交通費関連で1人当たり5,105円というふうになっているんですけれども、これは大体このくらいが妥当な金額という形なんでしょうか。

○健康推進課長 通常、医師がこうした委員会等に出席する場合の交通費として、大体こんな金額というように考えております。

○会長 出席謝礼的な意味合いも含まれていると考えるのか、あと、その後の補助金との関係でいうと、幾つか各会によってお車代の額がちょっと違ったりするというのも、それぞれの世界での相場というのはあるんでしょうけれども。ほかにいかがでしょうか。

この地域医療連携ということ自体は重要なことではございますが、そうですね、その委員会運営費、特別なことがあったという先ほどのお話でもありますけれども、そこら辺、こういう交通費の算定等についてどう考えるかということころは、やはりそれぞれの世界ではあるかとは思いますが、やはり区からの補助金として出す以上はある程度区民が納得できるような形で算定したものでないと、ということはあるかと思えますが。

それから、こういう地域医療連携ということで、具体的な活動をされていることとは思いますが、ある意味で地域医療連携そのものは医師会の本来業務でもあろうかなというところでもありますので、ここに区が補助金を出すというときに、その政策的な意味づけ、これは区の方としても考えていかなければいけないでしょうし、それに答える、受け取る医師会の側もきちんとした成果というものは、これはきちんと医療機関の連携はされているんだと言え、それまでなのかもしれませんけれども。

例えば、こういうのであれば、実際、地域医療連携しているような数値で出せないこともないはずですね。例えば、診療所と病院との連携とか、紹介率であるとか、そこら辺はどう推移したのかとか、ということもあろうかと思えましょうし、そういったような面からの検証も必要になってこようかなというふうにも思いますが、そこら辺は何かございましてしょうか。

○健康推進課長 まず、一番最初の医師会の内部のというようなご指摘でございまして、これは決算書をごらんいただきますとおわかりいただけますように、区の補助率というのは、大体3割にあるかないかというようなことではございまして、残りの3分の2以上は医

師会で会費の中からやっておりますので、この程度の補助は、区としても、病診連携であるとか地域医療のかかりつけ医の推進というような、そういう事業からすると妥当なものではないかなというふうに考えております。

それから、後段の、例えば連携の数値的な把握というようなことは、これは私ども病院部会それから地域福祉部会などで、それぞれ病院やそれからその周辺の医療機関との連携を推進するというところでやっている事業でございますが、実際にその紹介数がどれくらいあったとか、あるいはどんな実績が出たかというようなのは、なかなかちょっと把握が困難かなというふうに考えております。

○会長 わかりました。

あと、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次の69番ですか、お願いします。

○事務局 団体の69番、健康保持事業補助金について説明。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 今後も事業内容を検証するということなんですけれども、その事業内容を検証して削減するには、何らかの方針なり基準なりがないとできないと思うんですが、具体的に検証する際の基準というのはどういうものがあるんでしょうか。

○健康推進課長 これは例えば医師会で考えますと、休日・夜間の急病診療のための事業、それから生活習慣病あるいは成人病の予防週間における講演会。それから、その際の講演内容等をリーフレットにして区民の皆さんにお配りするというような、いろんな事業がございます。その事業ごとにどの程度の回数、あるいはこういった種類の事業内容というようなのを、医師会なら医師会と協議をしてみたいというふうに考えております。今ご指摘のような、細かい基準や一般的な基準は、今の段階では持ってはございません。

○委員 そうすると、決算書を見ると大体今おっしゃったような事業内容に沿って、支出の部というのが構成されているわけなんですけれども。そうすると可能性としてはそれぞれこの事業内容等を重視していくというよりは、一律に大体何となく減らしていくというような形が進みそうだというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○健康推進課長 今の時点では、先ほど申し上げましたように、その事業内容によってというふうに考えております。

○会長 一応こういう健康保持事業としてという来場者数等も出されてはいるのですが。

なかなかこれは、実際、健康保持がどうなったかとかいうのはわかりにくいところでもあるんですけども。どういう検証をしていくかということ自体、難しいところでしょうけれども。

例えば、この例で言うと医師会ですけども、こういうときに映画と一緒に上映するというのはどうなのかとか、結構な費用がかかっているとか、そういうことも。これは自己負担でやっている分だということになるのかもしれませんが、そのやり方とか効果等についてはいろいろ考えていかなければいけないところなのかもしれませんし、あるいは、これは医師会、歯科医師会等団体ごと別々にという形ですよ。こういうふうな事業というのは、どういうふうに進めていくのがいいのかということも、いろいろあるかと思いますが、なかなかこうだというふうには言えないところもあるかもしれませんけれども、何かお気づきの点ほかにございますでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 それでは、次に71番ですか。

○事務局 団体の71番、医療技術研修補助金について説明。

○会長 今までの医師会等の団体もそうですし、今回のこの歯科技工士会や接骨師会もそうですけど、それぞれの団体の財務状況自体がよくわからないので、ここで出している補助金というのが必要なのか。つまり、団体の方である程度余裕があれば、別に補助金がなくてもやれるじゃないとか、そういうようなことは当然考えられると思うんですよ。その事業内容で見直していくという視点と、その団体としての自立性といいますか、そういった点からも判断していく必要もあろうかと思ひまして、今回ちょっとそうしたことを判断できるだけの資料がちょっとないものですから、何とも申し上げられないんですけども、恐らくこれについてもそうだと思うんですが、何か、特にこれ、今の中で71番についてございますでしょうか。よろしいですか。

( なし )

○会長 それでは、72番、お願いします。

○事務局 団体の72番、健康づくり地区会補助金について説明。

○委員 補助額自体がそんなに大きくないので、余り細かいことを言ってもしょうがないのかもしれないんですが、9地区ということで一律に補助しているということなんですが、地区間での活発度とか、そういうのはばらつきがあるのかどうか、一様にみんな同じようにやっているのか。その辺のところはどうなんですか。



○健康推進課長 これは、各地区それぞれ各保健センターで所管しておりまして、各保健センターにいる健康増進担当と地区会とで、いろいろ協議をしながらやっております。各保健センターごとにそれぞれやっておりますが、私の聞いている範囲では、どこの地区も一生懸命やっただいておりまして、この杉並区の健康保持、区民への啓発という点では、非常に効果的な事業になっているというように考えております。

○会長 いかがでしょうか。

○委員 私は、馬橋地区の健康推進員になっているんですが、毎度毎度、推進員になる方を選ぶのに大変なんです。地域的に、ほら、みんな高齢化しておりますので、さあ、ことしはだれを出そうかと思って、結局私が出ちゃったんですけど、いろんなことをやっているものから欠席が多くて申しわけないんですけど、この予定表を見ますと、健康に関するいろいろ講演が多うございますよね。それから、健康を保持するために、地域の皆様の参加を集ってウォーキングをやってみたりというようなことを、これはやっているようでございます。それで、また、その委員との活動の結果を反省しながら懇親会を開いているというような状況ですね。ですから、いいことをやったなと思うんですが、私は実際になかなか出られないで、名前ばかりで申しわけないんですけど、委員を出すのに大変苦労していますということです。

○会長 今まさに委員が言われたのは、きょう見ている補助金の中だけでも対象はそれぞれ子どもであったり、お年寄りであったり、いろいろあるんですけども、いろんな企画を立ててイベント的なことをやったりとか、いろいろなものがあつたりするんですけども、地域でなり手が少ない中で、いろいろ個別にやっているというところがなかなか大変なところなのかなと。これ、それぞれ、目的も、本来的な目的は違うところなんだろうけれども、何かそこら辺をうまく工夫して、うまく集約し、かつ、余り負担が集中し過ぎて、委員は一体幾つ役員を引き受けられたのかよくわかりませんが、その地域の中で回していけるようなことをもう少し考えていかなきゃ。これは個別の補助金を見ていくという話とはまたちょっと違うかもしれませんが、この事業自体は非常に健康づくりということで重要なことだとは思いますが、そうした地域の中でどういうふうにしてそうした個々の活動をよりよい方向で発展させていくかということ、これ、全庁的に考えていかなきゃいけない問題じゃないのかなというふうに思いますが、特にこれについてはよろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。

それでは、また番号を戻っていただいて、70番ですね。お願いします。

○事務局 団体の70番、在宅医療廃棄物適正処理補助金について説明。

○会長 これ、当初14年度というのは、補助金はどれくらい出たかというのは、今わかるんでしょうか。

○事務局 区からは、29万5,000円ほどです。

○会長 実際、これ大体どれくらい、この経費がかかるというふうに考えられているんでしょうか。

○事務局 14年度はいわゆる立ち上げ経費ということで、お店の前に置く看板とか広告みたいなものでした。それにかかる経費の4分の1を負担しました。

○会長 毎年、実際に回収してそれにかかる経費というと、大体どれくらいかかるというふうに。

○事務局 今回、対象経費としましては、約31万円ほど見込んでおります。

○会長 わかりました。

ということですが、いかがでしょうか。

○委員 実は私の義理の母が、現在ひどい糖尿病でありまして、インシュリンを毎朝打っているそうです。私は聞いたことはなかったんですが、その使用済みの針、それをどういう形で、収集するんでございませうか。かなり多くの患者さんがおられると思うんですが。

○事務局 はい。薬局に行きますと、専門の針を入れる小さな筒状のものをもらえます。それに家庭で使用済みの針を入れていただいて、いっぱいになった段階でもう一度、また薬局の方へ出すというふうな形になっております。

○委員 そうすると、本人が持っていくわけではないんですね。というのは、歩行が非常に難しい状態になっているものですか。

○事務局 多分ご家族の方が持っていらっしゃると思われませんが。

○委員 ひとり住まいで。私もそれはどういう形で収集するかというのが、今初めて聞きまして。私どもがもちろんそれわかっていれば、指定されたところへはお持ちすることはやぶさかではございませんけれども。そのまま捨てているということはないかと思えますけれども。こういうのは初めて聞いたものですから。その注射液及び針は支給される形なのか、あるいは、やはり薬局で買うとか。それも私、聞いていなかったんですけど。

○事務局 針自体は購入していただくことになると思います。購入した時点でもって、その使用済みの針を入れる容器を渡されるというシステムになっております。

○委員 そうしますと、薬局へ恐らく持参しているのかと思いますね。

○事務局 はい。

○委員 数がかなり多いと思いますので、その補助金額が10万円なんていいますと、物すごく少ない感じもしないではないんですけど。

例えばペットボトルやなんかは、そういう所定のところへ運んでいけばそれが資源として使われるわけですけども。杖をついていて歩行が非常に困難ですから、恐らく、かなり遠距離であれば、そこまで届けていないような気がします。そういう状態の人たちがかなり区内でも多いと思いますので、それを確実に解消して、やはり、いろいろな害を及ぼさないような形にするにはかなりの費用がかかるような気がしますけれど。

○会長 そこら辺は購入するときの逆のルートになっているので、実際に行かれているのか、他の人に持ってきてもらっているのかわかりませんが、逆になるんでしょうね。

○委員 そうなんですね。少なくとも配達したり。

○会長 というよりは、そこから後、薬局で回収した後にかかるということですね。

○委員 ええ。それぐらいでないと、10万円ではとてもやっていけないと思います。まあ、私も聞いてみますけれども。

○会長 ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( なし )

○会長 はい。ありがとうございます。一応、きょう予定しております17の補助金の審査については、一通り終わらせていただきました。もう時間がほとんどないのですが、最初にちょっと申し上げましたけれども、前回は申し上げましたが、今個別に、特に質疑応答を中心として若干意見も述べる形で個別の補助金を見てきておりますけれども、最終的にどういう形でまとめるのかということで、私の方で少し考えているのが、今までの段階で皆さんの方からいろいろご意見いただいたり、ご質疑いただいたようなことを個別の補助金ごとに少し事務局の方にまとめていただいて、一覧表的なものをつくっていただくと。

既にこの補助金の審査表の方で、区としてどう考えているかということはお出されておりますが、それに対して我々の方で、そのとおりでいいじゃないかというものもかなりあったと思うんですね。あるいは、基本的にはそれでよくて若干こういう点もあろうということもあるでしょうし、実際に審査ということになりますともう一回最初から一つ一つとい

うわけにもまいりませんので、大体その線でいいではないかというものはそういう評価とさせていただきます、特にやはり、区の側とまた違う考え方のところを重点的に、再度、最後の段階でまた見ていくという形で進めさせていただきたいなど。次回あたりに、まだ全部最後まで見ていないんですけれども、今まで見たものにつきましては、先ほど申しあげましたように個別の補助金ごとにこの会議の場で、いろいろ出てきた意見をまとめさせていただいた一覧表を出していただくと。

それから、その次の回までの間に若干日程がございますので、一度皆さんごらんいただいて、特にこの補助金についてはさらに検討が必要だというものについて、ご意見を、できれば、紙で出していただくのがいいでしょうし、あるいはこの会議の場で冒頭に出していただいてもいいんですけれどもという形で詰めていくというような形で進めさせていただいて、最後、報告書をまとめるということにしたいと思うんですが、進め方としてはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

( 了承 )

○会長 では、事務局の方には次回、1週間後になって、大変短い期間で申しわけないんですけれども、これまでの議論を少しまとめていただいて、この場で把握していただけるようにしていただければというふうに思います。

○財政課長 はい、承知いたしました。

○会長 一応、きょう予定していたことについては終わったということですが、何か事務局の方からございますでしょうか。

○財政課長 特段ございませんけれども、次回、第8回でございますけれども、9月5日の月曜日の午後3時からでございます。よろしく願いいたします。

○会長 それでは、第7回審査会の方を終了させていただきます。どうもありがとうございました。